

選挙権十八歳引き下げの経緯

選挙権を二十歳以上から十八歳以上に引き下げる動きは、数年前から行われていた。平成十九年五月に成立した「国民投票法」というものがある。

この中の、附則第三条で、憲法改正国民投票の投票権年齢を、十八歳以上とし、附則第三条第一項で年齢十八歳以上二十歳未満の者が国民投票に参加することができるとなるため、法施行の日である平成二十二年五月十八日までの三年間にそのための法制上の措置、いわゆる法整備を行うものとしていた。

なお、附則第三条第二項では経過措置として、「第一項の法整備が行われ、選挙権年齢が十八歳以上」に引き下げられるまでの間、憲法改正国民投票の投票権年齢は以前のままとする、という歯止めのようなものが規定された。

しかし、引き下げ期限の平成二十二年五月十八日を過ぎても、これらの法整備が行われることはなかった。それから約数年間、憲法改正国民投票の投票権年齢が十八歳以上なのか、はたまた二十歳以上なのかはつきりしない曖昧な状態が続いていた。こうした曖昧な状態を解消するための検討が進められ、平成二十四年四月三日に解消する糸口が見つかった。

自由民主党、公明党、民主党、日本維新の会などの七党による、国民投票改正のための確認書が交わ

され、改正案を共同提出することになった。この確認書では、選挙権年齢を改正法の施行後二年以内に十八歳に引き下げることと目標とした。

そして昨年六月に「改正国民投票法」が成立することとなった。これと同様に選挙権年齢も投票権年齢との平等を考慮して、必要な法制上の措置を行うこととする規定が改めて設けられ、結果改正につながったのである。

また、選挙権十八歳引き下げには日本の将来を担う若い世代の意見をもとに、政治にも取り入れていくという考えもある。十八歳や十九歳という年齢では、一部は社会人になっており、自らの考えも

このため政党は、あまり選挙に参加しない若年層よりも、人数も多く投票の割合が高い老年層を重視した政策を多く作っていると言われている。今回、十八歳以上に引き下げることにより、多くの若者が投票できるようになった。選挙に行く人の割合は、年代によって異なる。平成二十六年十二月に行われた第四十七回衆議院議員総選挙を例とする。

総務省が調べた年代別投票率によると、グラフ参照、二十歳代が三十三%、三十歳代が四十二%となっていた。比べて、六十歳代は六十八%、五十歳代は六十%となっている。この統計から、二十歳や三十歳代の人々は五十歳や六十歳代の人々と比べて、約半数の人しか投票に行っていないことがわかる。

三月になったら高校を卒業する現在の高校生は、二〇一六年の国民投票から選挙に投票できる権利を得た。これからの政策が将来の我々に向けた政策、または若年層、そして未来の若年層を重視したものとなるには、若年層である我々が投票を行わなければならない。そして、その投票によ

世界各国・地域の選挙権年齢

年齢	世界・地域
16歳	オーストリア・キューバ・ブラジル等
17歳	インドネシア・北朝鮮等
18歳	日本・アイスランド・アイルランド・アメリカ・イギリス・イスラエル・イタリア・オーストラリア・オランダ・カナダ・ギリシャ・スイス・スウェーデン・スペイン・スロバキア・中国・デンマーク・ドイツ・トルコ・ニュージーランド・ノルウェー・ハンガリー・フィンランド・フランス・ベルギー・ポーランド・ポルトガル・イスラム・メキシコ・ロシア等
19歳	韓国
20歳	カメルーン・台湾・モロッコ等
21歳	オマーン・シンガポール・マレーシア等
25歳	アラブ首長国連邦

金市二三年生選挙に対する意識は？

今回、選挙権についてのアンケートを第三学年に行った。まず、十八歳に選挙権が引き下げられることを知っていたかどうかの質問をした。その結果は、九十七パーセントの人は十八歳に選挙権が引き下げられることを認知していた。しかし、三パーセントの人

が「若いうちから選挙権が得られるので、政治に興味を湧いて良いと思う」という意見や、「将来を担う私たちがこれから頑張らな」といふ意見が出た。また、反対意見としては「選挙についての知識が十八歳だとまだ浅い気がする」という意見や、「十八歳の人がなにもわからないまま選挙に行き、てきとうに答えられたら困るの反対」という意見があった。

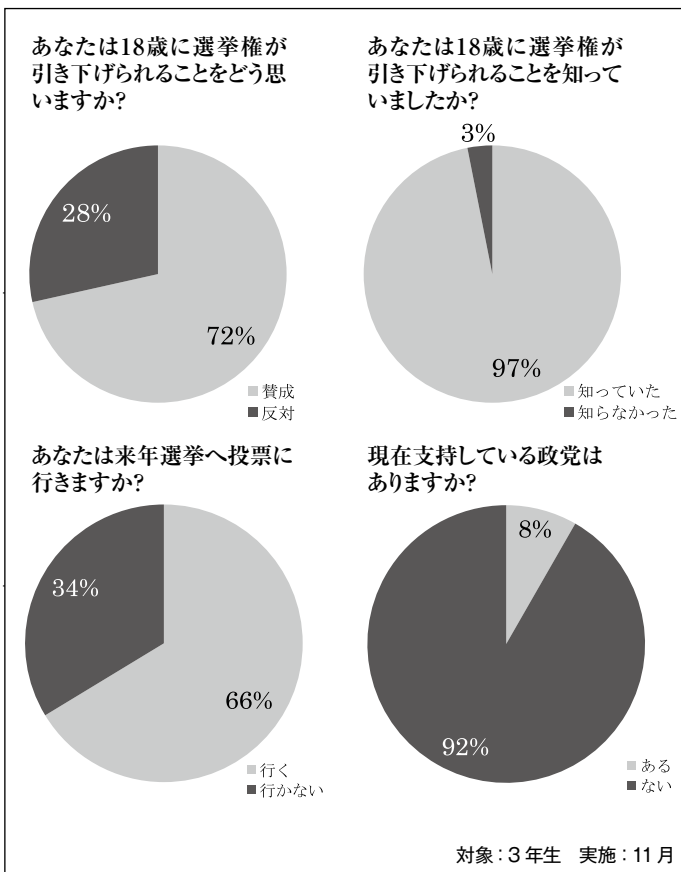
三つ目には、支持している政党はあるかどうかという質問をした。結果は、八パーセントの人が支持している政党があると答え、九十二パーセントの人が支持していないと答えた。このことから、まだ多くの人が政治に関心がないことがわかった。

最後に、来年は選挙へ行くかどうかを質問した。その結果は、行く人が六十六パーセント、行かない人が三十四パーセントという結果になった。半数以上の人が行くという結果が出たが、選挙権が引き下げられたことに賛成という意見の人が行かないと答えている人が六パーセントもいるという事が分かった。

さらに、平成二十六年衆議院議員総選挙における年代別投票率をみてみた。その結果、衆議院議員総選挙の投票率は二十歳代が三十二パーセント、六十代が

六十パーセントという結果になっていた。この数値と私たちの結果を比較してみた。結果、年の近い二十代の人より約三十四パーセントの生徒が投票行くと答えていることが分かった。また、六十代と比較すると二パーセントの差があった。この結果から私たちは六十代と比べると投票する人の差はあまりなく、二十代と比べると投票する人が多いという結果が出た。これは、二十代と六十代の衆議院議員総選挙の投票率を比較すると明らかに六十代の投票率が多いということがわかる。これはこの現状についてとても問題があると考えている。この若者の低投票率かつ高齢者の高い投票率により、シルバー民主政治になってきているのではないかと私は思う。シルバー民主政治とは若者の意見より高齢者の意見が優遇されるということになるというものである。例えば、年金や医療、介護に使われる資金が増加し、教育や子育てといった若者向けの予算を削減や後回しにされるということである。このような事を抑制するためにも未来を担う若者たちは、是非政治を学び投票を行って欲しいと思う。

年齢引き下げ投票できます



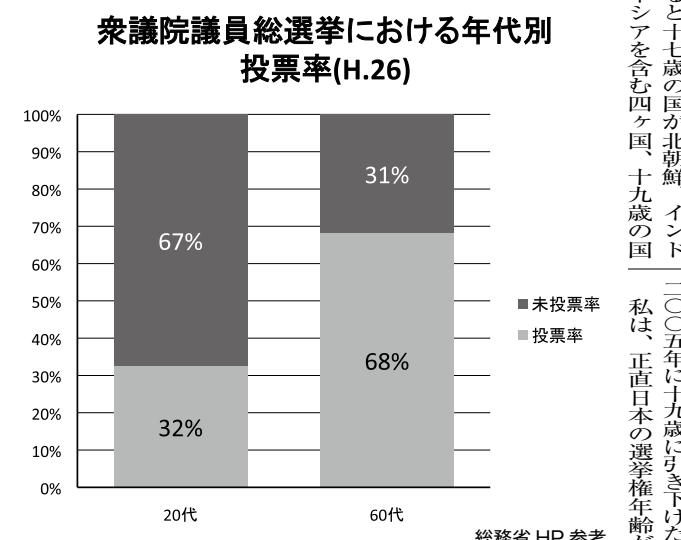
て我々の意思を政治家達に伝える必要はない。投票という行動を起こさなければ、きつとこれかも我々を重視した政策は行われないうままである。

自分自身が後悔するような投票をしないためにも現在の政治の状態や、議員や各党の行おうとしている政策を確認し、今までも加することによって、政党が若者加すことにより、多くの若者が投票できるようになった。

選挙権が十八歳に引き下げられ、若者たちが積極的に選挙に参加することによって、政党が若者加すことにより、多くの若者が投票できるようになった。

「千里の道も一歩から」このことわざのように一人一人が政策について意識をもつて投票すれば、いつか必ず大きな意味を持つはずだ。

他国の選挙権の年齢は？



候補者や政党の情報の集め方

インターネットによる情報収集

平成二十五年のネット選挙運動解禁を受け、選挙運動期間中もホームページやブログ、SNS(ツイッターやフェイスブック等)動画共有サービスなどを利用した選挙運動が可能になった。その他には冊子状の公約集・選挙公報・街頭演説・政見放送・演説会等がある。

特集 選挙権の年 18歳! 私達も

選挙権が十八歳に引き下げられることで起こる問題点は?

選挙権が十八歳に引き下げられることにより起こる問題点を考えてみよう。

無責任な投票の増加

一つ目に挙げる問題点とは「若者による無責任な投票の増加」である。選挙権が下げられることにより、今まで政治について何もして来なかった若者が、政治について知識が不十分なまま投票を行われることが考えられる。有名人から投票した、その場の雰囲気での人の票が多そうだったから投票した、といった政治を動かそうとする意識が無い状態で投票を行うのではないかと考えられる。しかしその一方で、以前まで

選挙コストの増加

その次に、有権者が増えることに伴って選挙にかかるコストが増加する。投票用紙一枚にしても作成にコストが掛かっている。とはいえ、有権者全員が意思を持って投票すれば決して無駄にはならない。しかし、先述した無責任な投票があったとしたらならば、たいてい意味のない選挙となる。加えて、増加した選挙にかかるコストは無駄となってしまう。選挙には多くのコストが掛かっているが、その掛かったコストが無駄になるからいけない。

行き過ぎた政治教育

一つ目に挙げた「無責任な投票の増加」を防ぐため、国は政治に関する教育を盛んに行うことが考えられる。しかし、教える教員の個人的な概念や持論を、たとえ無意識であっても押し付けられることが起るのでは、という声が上がっている。その教員の概念や持論を押し付けられることにより、これからの選挙をする若者の個人一人ひとりの信念が揺るがされるのではないかと懸念されている。

成人という年齢

以前までは民法で成人と定められていた二十歳が選挙権を持つ年齢であった。この二十歳という年齢からお酒、タバコなどが法律上許されることになっており、お酒、タバコ、選挙権、これら三つが出来るという覚え方で成人というのを見ていた人もいた。しかし、今の選挙法改正によって成人とはみなされない十八歳が選挙権を持つことになった。これにより成人とする年齢も十八歳に引き下げてはどうかという意見も出ている。このまま選挙権だけを十八歳に引き下げるのか、はたまた成人と定める年齢も下げ、お酒、タバコなどの年齢も下げるのか、と他の年齢制限に関する法律の改正に対する意見も求められる。

◆地歴公民の先生に聞く 有権者になる十八歳へのアドバイス

京田淳先生

事実を正しく見抜く力をつけ、賢い有権者になれ

十八歳選挙権のことを最近よく耳にします。しかし、政治や世の中のことを理解するのは大人でも困難です。そこで、活用したらよいものはマスメディア(マスコミ)、特に新聞です。しかし、マスメディアを巧みに操れば、地獄にあっても、大衆に天国の幻想を抱かせることができるという人物がいます。ナチスのヒトラーです。

瀬戸裕介先生

政治は難しいと敬遠せず、若い世代の意見の反映を

ヒトラーという独裁者、暴力ホロコーストというイメージがありますが、実は彼は選挙という民主主義的な手段によって政権を把握しました。地獄を天国と思わなために、新聞を読む際にどんなことに注意すべきでしょうか。

まず、記事の扱いは新聞社によって異なることです。大事なことをわざと報道しない、逆にどうでもよいことをでかでかと載せてもよいことをわざと載せてもよい、同じ事実であっても、賢い有権者になることだと思います。

そもそも民主主義という制度は、投票が多かった意見が反映されやすい政治制度です。現在は選挙で投票をしている人の多くは中高年世代であり、その世代の意見が政治に多く反映されていると思いますし、そのような意見がもっと政治に反映されるべきだと

政治に関心を持つことにより、自分たちが生きる現代社会に目を向け、しっかりと考えを持つことで未来を背負う若者たちに自覚ある大人になつてもらいたいと思ふ。

角谷直良先生

自分の考えを持つ

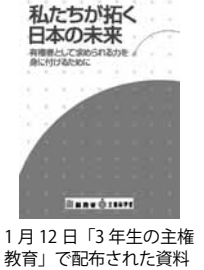
私は考えます。政治は難しいと敬遠せずに、まずは自分ごとのような地域に暮らしたいのかを考えることから始めてほしいと思つています。



満18歳未満は一切の選挙運動ができません。



出前講座で配布された資料



1月12日「3年生の主権教育」で配布された資料

どうなるのか 18歳に選挙権 有効活用できるのか

選挙権が引き下げられ、十八歳から選挙権を得る私たちが、私たち世代が本気で選挙権を有効活用できるのか考えてみた。

例の対象外になるため深夜徘徊が可能になる。そのため深夜まで外にいる時間が増え犯罪に巻き込まれる確率が高くなる。今までは守られていた自分たちの身の安全が、次は自分たちが自分たちで守る番になっていく。

投票の流れ



選挙人「選挙用紙」と「投票用紙」を交付し、投票所入り「投票用紙」を参照して投票する。



投票記載台で、投票用紙に候補者名等を記入する。



投票用紙を投票箱へ投函する。

模擬選挙 出前講座 二〇一五年十二月三日に石川県選挙管理委員会から二名、金沢市選挙管理委員会から五名の講師を迎え、本校第一体育館で選挙の意義や制度について説明を受けた。講座には本校の二、三年生が参加し模擬投票や開票作業なども行った。選挙の開票結果は、他の実施校との結果とあわせ石川県選挙管理委員会から発表された。講座では初めに選挙の仕組みや選挙活動などについて学び、それから、県知事選挙を想定した模擬選挙が行われた。模擬選挙ではまず選挙公報が配られた。公報にはそれぞれの経緯と、教育や北陸新幹線の計画などの公約等が記載されており、生徒達はそれぞれ真剣に候補者を選んで

選挙運動でできること、できないこと

昨年、選挙権が十八歳に引き下げられると同時にインターネット上での選挙活動が可能となった。本校の三年生の中にも、十八歳の誕生日を迎え、有権者と呼ばれる立場になった者もいるだろう。そこで、有権者とは何なのか、また、インターネットを通じた選挙活動について調べてみた。

分たりの意見で国を変えようとする意思を持つことも大切である。そのためには、常日頃から日本の政治に関するニュースや、新聞の記事に気を付けながら、自分の考えを持つことが必要ではないだろうか。

- 選挙運動でできること
 - 友人、知人に直接投票や応援を依頼する。
 - 電話により投票や応援を依頼する。
 - 自分で選挙運動メッセージを掲示板・ブログなどに書き込む。
 - 選挙運動メッセージをSNS(Twitter, LINEなど)で広める。
 - 選挙運動の様子を動画サイト(YouTube, ニコニコ動画など)に投稿する。
 - 選挙運動でできないこと
 - 電子メールなどで投票や応援を依頼する。
 - 買収
 - 戸別訪問
 - LINEでの呼びかけは良くてもメールだと違反になるので、特にTwitter等の使用には十分注意してほしい。また十八歳を満たしていない者は、一切の選挙運動が禁止されているので注意が必要だ。

選挙運動でできること、できないこと